

定款変更に係る様式及び添付資料一覧

1 申請書及び添付書類等 (以下の順に編綴すること。)

- (1) 定款変更認可申請書 (様式5号)
- (2) 新旧条文対照表及び変更理由書 (別紙1)

※事業の追加等に伴う条文変更に加え、平成27年度の医療法改正に伴うモデル定款に準拠した条文の追加又は修正を行うこと。なお、詳細については、県ホームページ「医療法人に関する申請・届出」(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw11/hw11_000000111.html)の該当箇所を参照すること。

- (3) 現行定款の全文
- (4) 変更後の定款 (案) の全文
- (5) 理事会議事録の写し (署名又は記名・押印あるもの)
- (6) 社員総会 (評議員会) 議事録の写し (署名又は記名・押印あるもの)
- (7) 役員及び社員 (評議員) 名簿
- (8) 施設等の概要

①医療施設を開設 (移転含む) する場合

病院 (診療所・介護老人保健施設・介護医療院) の概要 (別紙3)

②附帯業務に係る事業所又は従たる事務所を開設する場合

各附帯事業所の概要 (別紙3-3~)

※①、②ともに、添付書類として付近の見取り図及び建物平面図を添付すること。

(9) 管理者の就任承諾書・履歴書 (別紙4・5)

(10) 管理者の免許証等

①の場合

管理者の医師免許証等の写し (管轄保健所等による原本証明が必要)

※平成16年以降に医師免許を取得した医師又は平成18年以降に歯科医師免許を取得した歯科医師については、臨床研修修了登録証の写しも添付すること (管轄保健所等による原本証明が必要)。

②の場合

他の法令等により管理者の資格要件が定められている場合は、当該資格に係る免許証等の写しを添付すること。

(11) 2年間の事業計画 (別紙6) 及び2年間の予算書 (別紙7)

(12) その他必要書類

①又は②の場合

必要な施設、設備又は資金について確認するため、開設予定時点の貸借対照表 (別紙8) 及び法人が開設する医療施設又は事業所に係る土地・建物登記事項証明書 (原本) を添付すること。

なお、賃貸借の場合は、これらに加えて賃貸借契約書 (案) 等を添付すること。

また、医療法人関係者と医療法人との間の取引が発生する場合は、別紙「医療法人関係者と医療法人との間の取引について」により、取引額の設定するとともに、必要書類を添付すること。

①及び②以外の定款変更の場合

(例)

・役員数の変更 役員数の変更を要する理由書

・医療施設の所在地について、市町合併等に伴う住所変更 住所表記に関する市町からの通知書等

※添付書類のうち、(8から12までの書類)は不要とする。

なお、変更内容に応じて、その内容を確認できる書類を添付すること。

(13) 原本証明書 (別紙9) 申請者による原本証明が必要な添付書類について、一覧で記載すること。

定款変更に係る様式及び添付資料一覧

<定款変更認可申請書の作成上の留意事項>

以下の点について、申請者で十分に確認の上、申請書を提出してください。

○標準処理期間（**医務課が申請を受理した日**から起算して最短 **21** 日）が定められていますので、事業計画を踏まえ、十分な余裕をもって申請してください。また、法人運営上の問題が認められた場合や、書類の追加提出・差し替え等が生じた場合には、その分処理期間が延長されることがありますので、申請内容に誤りがないよう十分確認のうえ申請してください。

特に、下記の点に注意ください。

- ・新旧対照表は、現行定款及び変更後定款（案）から改正する条文を正確に転記し、変更部分に下線を付すこと。
- ・現行定款と変更後定款（案）については、改正部分以外の条文が一致していること。（変更後定款（案）に誤字、脱字、送り仮名に誤りがないこと。）
- ・2年間の事業計画及び収支予算等について、計算誤りがないこと。また、各添付資料間で数字が一致していること。
- ・一人医師医療法人が、病院・老健施設・介護医療院を開設する場合、基本財産に関する条文の新設等が必要となること。
- ・審査に伴い、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・特に医療機関の開設や介護事業等附帯業務の実施など、医療法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、事前にそれぞれの許認可所管部局と協議してください。